株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年七月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年六月十二日

兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋一二七六番地

株式会社タカサゴ

代表取締役　長谷川　潔

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である甲田吉男が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年六月十二日

新潟県上越市五智六丁目一番一五号

龍承精密股份有限公司

日本における代表者　甲田　吉男

限定承認公告

本籍東京都大田区東馬込二丁目一六八番地、最後の住所神奈川県横浜市都筑区勝田町一二一九番地八イリーゼ横浜仲町台一〇八号室

被相続人　亡　遠藤　哲也

右被相続人は平成二十六年二月十八日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十二日

神奈川県横浜市港北区大倉山三丁目三一番一三号

限定承認者　遠藤　和宏

限定承認公告

本籍富山県小矢部市畠中町八番、最後の住所富山県小矢部市畠中町八番一五号

被相続人　亡　順田多恵子

右被相続人は平成二十六年二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十六年六月三日富山家庭裁判所高岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十二日

金沢市大手町一五番一四号アーバンハイム大手町四階　弁護士法人まこと共同法律事務所　相続財産管理人順田秀雄

右代理人弁護士　浅野　雅幸

限定承認公告

本籍三重県四日市市赤水町一一一番地二二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　北田はる子

右被相続人は平成二十五年十二月十二日死亡し、その相続人は平成二十六年六月三日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十二日

三重県四日市市赤水町一一一番地二二

相続財産管理人　北田　和宏

名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル八〇二号村上・加藤・野口法律事務所　右代理人　弁護士　村上　満宏

限定承認公告

本籍愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田七一六番地、本籍に同じ

被相続人　亡　大島　武志

右被相続人は推定平成二十六年二月十二日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十三日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十二日

大阪府門真市舟田町五一番二号

限定承認者　古林　淳子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年四月十四日（号外第八十四号）公布財務省令第四十一号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
三八	五七	終りから四	を、	を「
〃	〃	七	及び「当該事	及び　当該事
〃	〃	五	なお、」を	なお、」を
六二	二		「(10)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額　(11)」	「(10)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額　(11)」
〃	三		「(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額　(7)」	「(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額　(7)」
〃	四		「同上の$\frac{30又は90}{100}$相当額　(12)」	「同上の$\frac{30又は90}{100}$相当額　(12)」
〃			「同上の$\frac{30又は90}{100}$相当額　(8)」	「同上の$\frac{30又は90}{100}$相当額　(8)」
（巾刷誤り）五ページ1から1行目の「関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額（別表十二(十)「15」）」は「関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額（別表十二(十)「15」）」の誤り。				
六ページ1行目の「得の特別控除額「12」」は「沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額（別表十の二(一)「7」又は「12」）」の誤り。				
一一ページ六行目の「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (5)×($\frac{5}{100}$、(7)又は(8)　(9)」は「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (5)×($\frac{5}{100}$、(7)又は(8)　(9)の((5)≦((3)×$\frac{5}{100}$)の場合は０）」の誤り。				
一九ページ二から三行目の「((5)≦((3)×$\frac{5}{100}$)の場合は０）」は「継続雇用者給与等支給額 (39)－(40)　(41)」の誤り。				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十二日付第一三一号六月二十日付参会第九号（そ

四ページ●同日付政府調達第一〇八号二四ページ●三の一）三二ページ●同（その二）二四〇ページ

発行所　〒一〇五－八四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

価定　一ヵ月1,626円（本体1,505円）本号1部　140円（本体130円）（配送資料別）